

先進医療の実施について

当院では、厚生労働大臣の承認を受けた下記の先進医療を実施しています。「先進医療」とは、高度な医療技術や治療法のうち保険適用は認められていないものの、他の保険診療と併用して実施することができる医療です。先進医療の費用は高額療養費制度の対象外のため、別途自費請求となります。

先進医療 A

タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養 1回につき 25,000 円
(診療科：産婦人科)

体外受精や顕微授精後の卵子を、タイムラプス装置搭載型培養器を用いて培養し、発育する受精卵を一定の時間間隔で撮影・観察して、移植胚の選択を行うものです。培養器に入れたままの状態で受精卵が観察できるので受精卵にストレスをあたえることがないこと、受精判定を詳細に検討することができること、よりよい質の受精卵を選択することができること、などにより妊娠率の向上が期待できます。

